

住宅用火災警報器の設置義務化(新築の場合は H.18.6.1 から、既存住宅の場合は H.23.6.1 から ※荒尾、玉名地域の場合)から 10 年が経過しました。

自宅に設置された住宅用火災警報器は、正常に作動しますか？
定期的に作動確認してください。(ボタンを押す又はひもを引き、音を聞いてください)

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10 年を目安に交換しましょう。



**住宅用火災警報器は、
10年を目安に交換を
おすすめします！**

交換時の注意点

- お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。
- 捨てる際は、本体と電池を別にして捨てましょう。お住まいの各自治体が定める条例に従って廃棄してください。
- 交換する警報器を購入する場合は、「NSマーク」がついたものをご購入しましょう。

(NSマークは 日本消防検定協会の鑑定型試験に合格した製品に添付されるマークです。)



設置位置については、有明広域行政事務組合消防本部のホームページ内、「住宅用火災警報器について」→「種類および設置場所」の順にクリックし確認してください。